



202302

# クリーンウッド法に係る木材関連事業者 登録について

(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)

登録実施機関

一般社団法人北海道林産物検査会

# 木材関連事業者の登録

1. 登録実施機関
2. 登録の流れ
3. 事前相談
4. 登録申請書提出
5. 申請書の受理・不受理、手数料納入
6. 審査、登録の可否、結果通知
7. 登録、登録証発行、公表
8. 年度報告、更新

# 1.登録実施機関

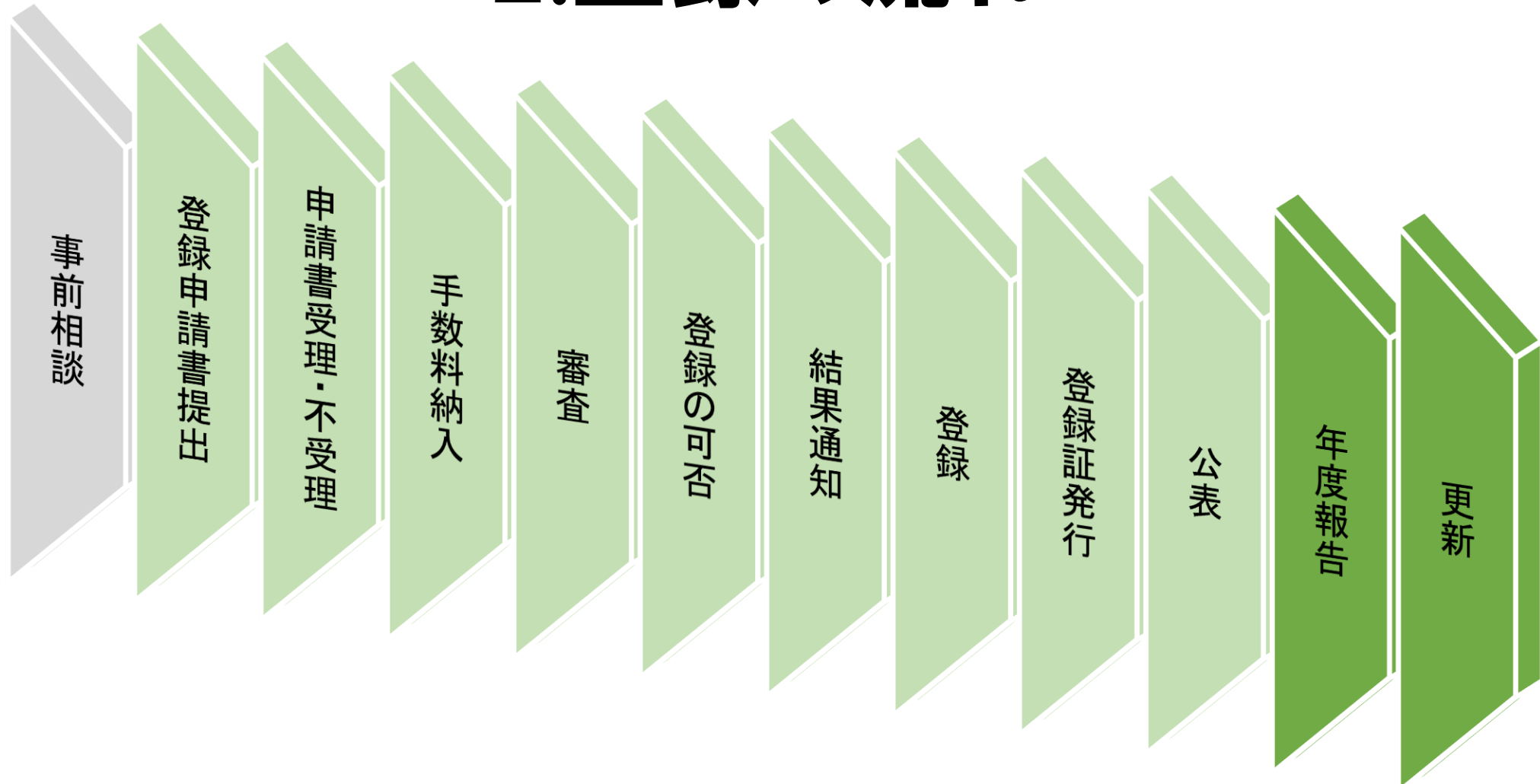
北海道林産物検査会は、平成30年11月27日付、クリーンウッド法に基づく登録実施機関に農林水産省、経済産業省、国土交通省から登録を受けた。  
平成31年1月24日から登録木材関連事業者の登録申請の受付を開始。

登録番号	第006号
登録実施機関名 代表者	一般社団法人 北海道林産物検査会 理事長 高 藤 満
登録実施事務の対象	
対象事業	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 (北海道に本社を有するものが行うものに限る。)
事業の別	・木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 ・木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ・木質バイオマスを用いた発電事業
所在地	北海道札幌市中央区北4条西5丁目1

# 登録実施機関一覧

登録実施機関名	登録実施事務の対象		事務所の所在地	問い合わせ先
	対象事業者	事業の別		
公益財団法人 日本合板検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	東京都、北海道、岩手県、 埼玉県、愛知県、大阪府、 島根県、福岡県	03 5776 2680
公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業	東京都	03 5653 7662
一般財団法人 日本ガス機器検査協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	東京都	03 3586 1686
一般社団法人 日本森林技術協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木質バイオマスを用いた発電事業	東京都	03 3261 9111
一般財団法人 建材試験センター	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	東京都	03 3808 1124
一般社団法人 北海道林産物検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	北海道	011 251 7830

## 2.登録の流れ



# 3.事前相談

## 目的

- CW法についてのご理解
- 登録木材関連事業者の責務
- 登録申請手順の説明
- 登録申請書の作成準備
- その他登録全般について確認

## 実施方法

- メール、FAX：書類送付 等
- オンライン（zoom等）、TEL：応対

## 相談内容

- 申請者名、代表者職氏名、所在地
- TEL、FAX、HPの有無
- 担当者職氏名、Mailアドレス
- 第一、二種木材関連事業の別
- 木材等の種類、取扱量の数量等
- 合法木材証明制度等の認証、認定
- 登録実施手数料、登録免許税

# 4.登録申請書提出

## 登録申請書の作成

- 「第一、二種木材関連事業の別」、「製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別」及び「部門、事務所、工場等の名称、事業内容」、「木材等の種類、取り扱う見込みの数量」等を記載
- 合法木材の確認、記録の確認、分別管理等は、登録申請者の実施状況に応じて記載、定款、登記事項証明書、役員名簿等の添付
- 登録免許税（15,000円）を金融機関から振込み又は印紙による納付

# 5.申請書の受理・不受理、手数料納入

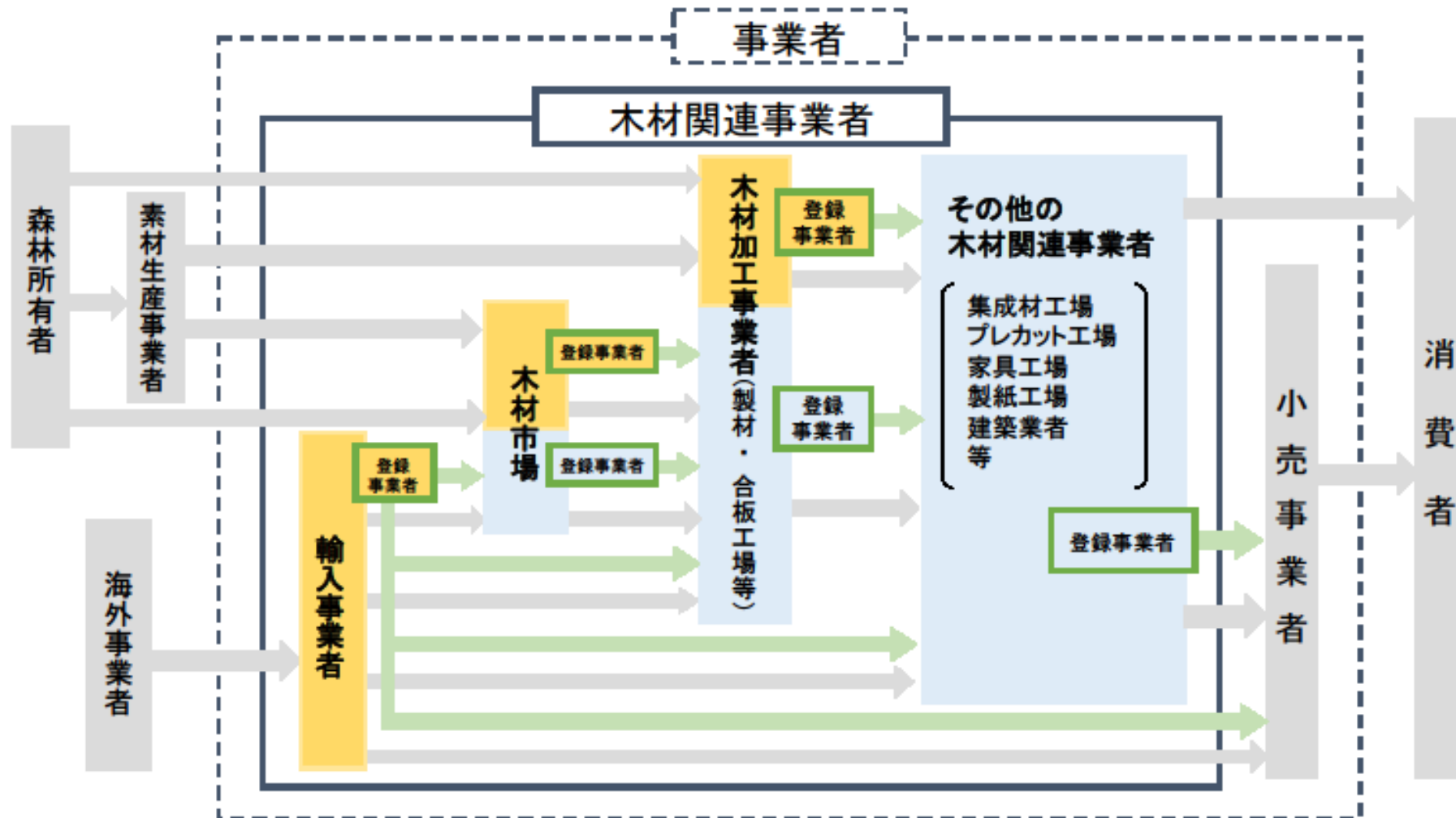
## 受理（不受理）の通知、請求書

- 申請書の内容確認（欠格事項、審査等の同意、添付書類等）を行い不備等がないことを確認して受理、通知
- 不備等があり補正に応じていただけない場合受理を拒否、通知
- 受理の場合、登録申請手数料を請求
- 申請者は、登録申請手数料を納入



# 木材等の流通におけるクリーンウッド法対象事業者

- ... 第一種木材関連事業
- ... 第二種木材関連事業
- ... 登録事業者
- ... 合法性確認等の対象外
- ... 合法性確認情報あり
- ... 合法性関連情報必ずしもなし



# 登録実施手数料

(円)

事業の別	事業所数	新規登録	新規登録 合法認定	登録変更 ①	登録変更 ②	備考
第一種 木材関連事業	9以下	32,000	30,000	29,000	22,000	※税別
	10以上	40,000	38,000	36,000	28,000	
第二種 木材関連事業	9以下	30,000	28,000	27,000	20,000	
	10以上	38,000	36,000	34,000	26,000	
第一種及び第二種 木材関連事業者	9以下	48,000	46,000	43,000	24,000	
	10以上	56,000	54,000	50,000	30,000	
更新料	全事業種				11,000	
登録維持料	全事業種				10,000	
登録証発行手数料	全事業種				5,000	

登録変更： ①事業の別の変更 ②部門、事務所等又は木材等の種類

# 6.審査、登録の可否、結果通知

## 審査の実施、登録の判定、登録通知書

- 登録申請の必要事項、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法、体制の設備に関する事項、欠格条項の抵触等の審査項目を確認
- 審査は、オンライン(zoom等)、TEL及びMail等により実施
- 審査結果により登録基準の適合性を確認し、登録の可否を決定、通知

# 7.登録、登録証発行、公表

## 登録木材関連事業者登録証の交付

- 申請者の登録を決定した場合、登録簿に記載し登録証を発行、交付
- 「登録木材関連事業者」の名称、CW法に基づく合法性の確認及び登録番号を使用できる
- インターネット(当会HP、林野庁クリーンウッド・ナビ)による登録木材関連事業者として、登録を受けた者の名称、住所、代表者、事業の範囲、登録年月日、登録番号を公表

# 8.年度報告、更新

## 年度報告、更新・変更申請

- 登録木材関連事業者は毎年度1回以上、登録実施機関に合法伐採木材等の利用確保措置の実施状況「年度報告書」を提出
- 登録は、5年ごとに更新の申請を行わなければ効力を失う
- 登録事項に変更があった場合、変更の登録申請を行う



# CW法登録申請のお問い合わせ

〒060-0004

札幌市中央区北4条西5丁目1 林業会館4F

**一般社団法人 北海道林産物検査会**

TEL : 011-251-7830

FAX : 011-210-0454

HP : <http://hokurinken.jp>

**ご清聴ありがとうございました。**

登録実施機関

一般社団法人北海道林産物検査会